新潟市立根岸小学校いじめ防止基本方針

1 いじめ防止の基本方針

(1) 基本理念

いじめは全ての児童に関係する問題であるととらえ、全ての児童が安心して学校生活を送り、 様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめを防止、根絶するための 具体的、効果的取組を、家庭や地域、関係機関と連携しながら全校体制で進める。

新潟市の基本理念「いじめは、どの児童生徒にも起こりうる、深刻な人権侵害であることを認識し、児童生徒が互いに認め合い、支え合い、高め合う人間関係を築くことができるよう、学校、保護者、地域が互いに信頼関係を構築し、それぞれの役割を自覚して、いじめのない社会の実現に向けて取り組む」を受け、次の3点をいじめ防止に向けた基本理念として対策を講じる。

- ①いじめは、人として決して許されない行為である。しかしながら、どの児童にも、どの学校 にも起こり得ることから、学校、家庭、地域が一体となり、継続して、未然防止、早期発見、早期対応に取り組むこと。
- ②いじめ問題への取組にあたっては、校長のリーダーシップのもと、学校全体で組織的な取組 を進める必要がある。とりわけ、「いじめを生まない土壌づくり」に取り組む未然防止の活動 は、教育活動の在り方と密接にかかわっており、すべての教職員が日々実践すること。
- ③いじめられている児童の立場に立ち、その児童の心の痛みをしっかりと親身になって受け止め、最後まで守り抜くという姿勢を貫き、いじめ問題を解決すること。いじめ防止対策推進法の遵守といじめ問題への対応にあたり、いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす決して許されない行為であることについて、児童が十分に理解できるように丁寧な説明を行う。また、いじめに関する情報は、児童、保護者、地域に対して決して隠蔽したり虚偽の説明を行ったりしない。

(2) いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している当当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

※インターネットを通じて行われるものを含む

※学校の内外を問わない

この定義より、事案の次の4つの要件に全て当てはまる場合に、その事案をいじめと判断する。

- ①加害者・被害者とも児童生徒である。
- ②加害者と被害者が、一定の人間関係にある。
- ③加害者が被害者に心理的又は物理的な影響を与える行為を行っている。
- ④被害者が心身の苦痛を感じている。

(3) 学校及び教職員の責務

いじめが行われず、すべての児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者他関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努める。

(4) いじめに対する基本認識

いじめ問題に取り組むにあたっては、「いじめ問題」にはどのような特質があるかを十分に認識し、日々「未然防止」と「早期発見」に努めるとともに、いじめが認知された場合の「早期対応」に的確に取り組む。

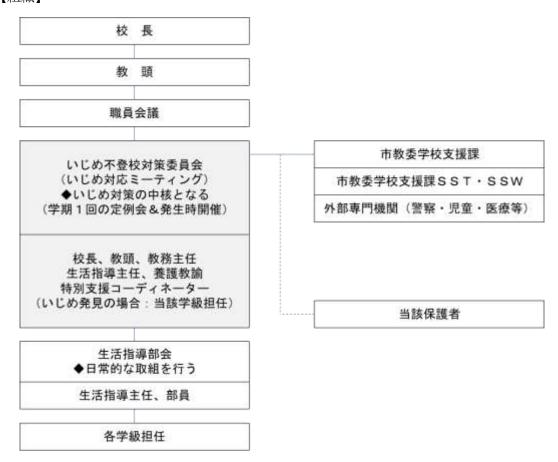
以下の①~⑦を教職員が持つべきいじめ問題についての基本的な認識とする。

- ①いじめはどの児童にも、どの学校にも起こり得るものである。
- ②いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く、発見しにくい。
- ④いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ⑤いじめはその行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑥いじめは教職員の児童観や指導の在り方が問われる問題である。児童への不適切な言動、児童間のいじめへの加担・助長、いじめの実態を把握しながらの放置、また隠蔽することは決してあってはならない。
- ⑦いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

2 いじめ防止対策組織

(1)「いじめ不登校対策委員会(いじめ対応ミーティング)」の設置 いじめの防止を実効的に行うため、「いじめ不登校対策委員会(いじめ対応ミーティング)」を 設置する。

【組織】



【構成員】

校長、教頭、教務主任、生活指導主任、養護教諭、特別支援教育コーディネーター、担任 ※いじめの内容、レベルによっては、管理職と当該学級担任での開催等柔軟に対応する。

【役割】

- いじめ対策の中核となり、以下の役割を担う。
- ①学校基本方針の策定、年間指導計画の作成、実行(生活指導部会)、検証、修正
- ②いじめ相談・通報の窓口
- ③いじめに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有
- ④いじめの疑いに係る情報があった時のミーティングの実施、いじめの情報の迅速な共有、低・中・高レベルの指標判断、メモへの記録、関係児童への事実関係の聴取、指導や支援体制・対応方針の決定、保護者と連携した対応

【開催】

- ○学期1回、定例会として位置付ける。
- ○いじめ事案発生時は即日に開催し、対応する。

3 いじめの未然防止

(1) 基本的な考え方

いじめの未然防止に向け、児童一人一人が認められ、お互いに相手を思いやる雰囲気づくり(支持的風土の醸成)に学校全体で取り組むことを第一とする。

また、教師一人一人が分かりやすい授業を心掛け、児童に基礎・基本の定着を図るとともに学習に対する達成感・成就感を育て、自己有用感を味わい、自己肯定感を育むことを大切にする。 併せて、教育活動全体をとおして道徳教育の充実を図ることとする。

(2) 未然防止に向けた取組

- ①児童一人一人に活躍の場を設定するよう学級経営を充実させる。
- ②生徒指導の機能を重視した「分かるできる授業」を展開し、自己肯定感を高める。
- ③学習における交流の場を設定し、他者から認められることで、自己有用感を高める。
- ④道徳教育、特別活動、いじめ未然防止に向けた教育プログラム、生命(いのち)の安全教育、 SOSの出し方教育を計画的に実施する。
- ⑤豊かな体験活動に取り組ませ、振り返る時間を設ける。
- ⑥学校全体で相手を重んじる礼節を徹底する。
- ⑦いじめ防止対策推進法やいじめ防止の取組について、積極的に児童・保護者に啓発する。

(3) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

児童及び保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性、その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止及び効果的に対処できるように、啓発活動や情報モラル研修会等を行う。

4 いじめの早期発見

(1) 基本的な考え方

日頃から児童が発する危険信号を見逃さないようにして、いじめの早期発見に努める。児童の何気ない言動の中に心の訴えを感じる鋭い感性、隠れているいじめの構図に気付く深い洞察力を持つとともに、児童の悩みや保護者の不安を積極的に受け止めることを大切にする。

(2) 早期発見に向けた取組

- ①観察・情報交換
 - ○昼休み等授業時間以外の児童の人間関係を定期的に観察する。
 - ○日常的に児童について情報交換する。
 - ○保健室からの情報提供を大切にし、共有を図る。
 - ○週1回の職員打ち合わせや毎月の職員会議を活用し、定期的に情報交換する。

【学校におけるいじめのサイン(例)】

- ◇急な体調不良 ◇遅刻や早退の増加 ◇授業開始前の机、いす、学用品の乱雑さ
- ◇学用品、教科書、体育着等の紛失 ◇学用品の破損、落書き ◇授業への遅刻
- ◇保健室への来室の増加 ◇日頃、交流のない児童との行動
- ◇発言や言動に対する皮肉や失笑の頻発 ◇多数児童からの執拗な質問や反駁
- ◇図工、家庭科、書写等での衣服の過度な汚れ ◇休み時間の単独行動
- ◇特定児童の発言へのどよめきや目配せ ◇突然のあだ名
- ◇特定児童からの忌避・逃避 ◇特定児童の持ち物からの逃避等

②いじめ調査等

- いじめを早期に発見するため、在籍する児童に対する調査を次のとおり実施する。
- ○児童対象いじめアンケート調査(年3回)
- ○教育相談を通じた学級担任による児童からの聞き取り調査
- ③いじめ相談体制
 - ○心配される児童への定期的な教育相談を実施する。
 - ○児童及び保護者がいじめに係る相談を行うことができるよう、次のとおり相談体制を整備する。
 - スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの活用
 - ・いじめ相談窓口の活用
 - ○いじめがあった場合の児童の変化の特徴を保護者に示し、速やかに学校に相談する等の啓 発活動を行う。
 - ○情報は、いじめ不登校対策委員会(いじめ対応ミーティング)への報告、連絡、相談を徹 底する。

④家庭や地域との連携

- ○学校だよりや学年だより、ホームページ等で、子どもたちの活動を積極的に広報する。
- ○PTA総会や学校だより等で、いじめに係る学校の考え方を周知する。
- ○対外的な窓口は教頭とし、通報や情報の窓口も一本化する。

【家庭でのいじめのサイン(例)】

- ◇登校しぶり ◇転校の希望 ◇外出の回避 ◇感情の起伏の顕著化
- ◇隠し事の発覚 ◇教師や友だちへの批判の増加 ◇家庭でのお金の紛失
- ◇荒くなる金遣い ◇長時間の電話や過度に丁寧な対応 ◇衣服の不必要な汚れ
- ◇体への傷やいたずらの痕跡 ◇保護者来校の拒絶 ◇過度なネットへの対応等

【地域での見られるいじめのサイン (例)】

- ◇登下校中に特定児童が、他の児童の荷物を過度に持つ
- ◇一人だけ離れて登下校している ◇故意に遅れて登校している
- ◇地域の公園や道路、空き地等にポツンとしている
- ◇公園や空き地等で一人の子を何人かで取り囲み、言い合ったり、こづいたりしている
- ◇コンビニや地区の商店等で、物品や飲食料をおごらせられている等
- ⑤いじめの防止に係る資質の向上
 - ○いじめの防止のための対策に関する研修を年間計画に位置付けて実施し、いじめの防止に 関する教職員の資質向上を図る。
 - ○特に、教師による児童間のいじめへの加担・助長、放置等の防止、根絶に関する研修を行い、認識高める。
- (3) いじめの相談窓口
 - ①学校におけるいじめの相談・通報窓口
 - ○教頭、養護教諭、特別支援教育コーディネーター 025-362-6250
 - ②学校以外のいじめの相談・通報窓口

○新潟市教育委員会学校支援課生徒指導班 025-226-3299

025-372-6635

○新潟市南区教育支援センター

025-222-0110

○新潟市いじめSOS電話 ○新潟県いじめ相談電話

0 2 5 - 2 8 5 - 1 2 1 2

○24時間いじめ相談ダイヤル

0120-0-78310(なやみ言おう)

- ③いじめの相談や通報の指導
 - ○いじめを受けた、見た、聞いた時に他に知らせることの大切さや勇気について指導する。

5 いじめを認知した場合の対応

(1) 基本的な考え方

いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行うこととする。

- ◇いじめを認知した初期対応(最初の対応)に全力を注ぐ。
- ◇「様子を見よう」「悪ふざけ、単なるけんかだろう」等の考えは捨てる。
- ◇「いじめは絶対に許されない」との認識に立つ。
- ◇「早期、即時対応」と「組織的対応」の認識に立つ。
- ◇「いじめられている子どもの側に立つ」ことを大前提として判断する。
- ◇「小さな芽を小さいうちに摘む」ことを重視する。
- (2) 発見からの具体的な対応の展開
 - ①いじめの認知
 - ①速やかな報告
 - ○最初にいじめを認知した教職員等は、直ちにいじめ不登校対策委員会(いじめ対応ミーテ

ィング)へ報告する。

- ○原則は、「情報受信者→(担任→生活指導主任・教務→)教頭→校長」のルートとする。
- ○情報受信者を中心に次の項目で情報を整理し、教頭へ報告する。
 - (・日時・場所・被害児童・加害児童・内容・情報受信者名)
- ②いじめ不登校対策委員会(いじめ対応ミーティング)の招集
 - 「第1次緊急対応会議:児童からの聞き取り前」
 - ○教頭は、いじめ不登校対策委員会を招集する。
 - ○委員会は、校長、教頭、教務主任、生活指導主任、担任、養護教諭、特別支援教育コーディネーター等事案に応じて柔軟に編成する。(必ず管理職1名を入れる)
 - ○管理職判断により管理職と担任だけのミーティングとするなどスピード感を持って対応する。
 - ○会議の内容

ア情報の整理

- ・いじめの状況 ・時系列での事実の把握 ・動機や背景
- ・被害児童、加害児童の人間関係、家庭環境や日頃の言動や性格、その特徴
- ・これまでの問題行動等

イ対応方針の決定

・緊急度の確認、「自殺」「暴行」等の危険度を確認

ウ事実確認の計画・役割分担

- 被害児童からの事情聴取担当
- 加害児童からの事情聴取担当
- ・周辺児童からの事情聴取担当
- ・保護者への対応担当
- ・関係機関への対応担当

③事実確認の実施

- ○すべて時系列で記録する。(5W1H)メモの活用と保管。
- ○事実に基づく聴取は、被害者→周囲にいた者→加害者の順に行う。
- ○複数の教員で確認しながら聴取を進め、情報提供者についての秘密を厳守する。

【被害児童からの事情聴取について】

- ・被害者の視点に立ち、「味方」となって支える立場で接する。
- ・いじめられていることを語りたがらない場合は、性急にならずに気持ちに寄り添って話を聴 く。

【加害児童からの事情聴取について】

- ・いじめを行っている時の気持ちなどについて話をさせる。
- ・いじめと感じていなかったり、認めようとしなかったりする場合は、威圧的にならず受容的 に聴く。
- ・いじめを行った理由を聴き、気持ちに寄り添う。
- ・どうしたいかを聴き取る中で、関係修復に向けて自己決定させる。
- ・「いじめは絶対に許されない行為」として、行為について指導を行う。
- ・けんか両成敗的な指導はしない。

【周辺児童からの聞き取りについて】

- ・事実を確認するこの段階では、周辺児童の行動に対する善悪の判断はしない。
- ・内容に矛盾がないかどうか慎重かつ多面的に検討し、事実を明らかにする。
- 事実確認終了後、時と場を考慮して必要な指導を行う。

【被害児童保護者、加害児童保護者に対して】

- ・事実が明らかになった時点で、直ちに保護者と会って面談を行う。
- ・保護者の立場や心情に十分配慮し、現状と方針、今後の具体的な対応を説明する。
- ・保護者の心配していることを明らかにして、終息に向けた今後の見通しについて説明する。
- ④いじめ防止対策委員会(いじめ対応ミーティング)の招集

「第2次緊急対応会議:指導と対応の決定」

- ○校長は、いじめ不登校対策委員会(いじめ対応ミーティング)を招集する。
- ○会議の内容

ア事情聴取内容の確認と共有

イ指導方針の決定

- ・いじめ加害者が被害者や通報者に圧力をかけることを防ぐ。
- ・いじめの関係者間における争いを生じさせないよう、いじめの事案に係る情報を 関係保護者と共有するための必要な措置を講じる。

ウ指導内容の確認

・全教員に確認事実を周知し、分担して指導する。

⑤いじめの被害者、加害者、周囲の児童生徒への指導

○いじめ被害児童への指導

- ・いかなる理由があっても、徹底していじめられた児童の味方になる。
- ・担任を中心に、児童が話しやすい教師が対応する。
- ・学校はいじめを絶対に許さないことや今後の指導の仕方について伝える。
- 児童のよさや優れているところを認め、励ます。
- ・いじめている側の児童との今後の関係などを具体的に指導する。
- ・や面談等を定期的に行い、不安や悩みの解消に努める。
- ・自己肯定感を回復できるよう友人との関係づくりや活躍の場等の支援を行う。

○いじめ加害児童への指導・対応 <複数職員での対応・記録の保存>

- ・被害者が恐れている場合も想定する。
- ・いじめを行った背景を理解しつつ、行った行為に対しては毅然と指導する。
- ・自分はどうすべきだったのか、これからどうしていくのかを反省させる。
- ・対応する教師は中立の立場で事実確認を行う。
- ・被害者の辛さに気付かせ、自分が加害者であることの自覚をもたせる。
- ・いじめは決して許されないことを分からせ、責任転嫁等を許さない。
- ・日記ノートや面談等を通して、教師との交流を続けながら成長を促す。
- ・授業や学級活動等を通してよさを認めプラスの行動に向かわせていく。

○周辺児童への指導・対応

- ・いじめは、学級や学年等集団全体の問題として対応し、いじめの問題に、教師が児童 とともに本気で取り組んでいる姿勢を示す。
- ・いじめの事実を告げることは、告げ口やチクリなどというものではないこと、辛い立 場にある人を救うことであり、人権と命を守る立派な行為であることを伝える。
- ・周囲ではやし立てていた者や傍観していた者も、問題の関係者として事実を受け止め させる。
- ・被害者は、観衆や傍観者の態度をどのように感じていたかを考えさせる。
- ・今後の行動について考えさせる。
- ・いじめの発生の誘引となった集団の行動規範や言葉遣いなどについて振り返らせる。
- ・いじめを許さない集団づくりに向けた話し合いを深める。

⑥保護者への対応

- ○被害児童保護者への対応
 - ・確認した事実関係を正確に伝える。必要な場合は、学校として謝罪を行う。
 - ・再発防止策、支援方針、今後の対応について具体的に説明し不安を除く。
 - ・学校と家庭の今後の対応について共通理解を持つ。

○加害児童保護者への対応

- ・確認した事実関係を正確に伝える。
- ・今後の学校としての対応について説明し、共通理解を得る。
- ・謝罪について相談の上、確認する。

⑦関係機関との連携

○犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び所轄警察署等と連携 して対処する。

6 重大事態への対応

- (1) 重大事態についての基準
 - ①いじめにより児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認める時 (例)
 - ・児童生徒が自殺を企図した場合
 - ・身体に重大な傷害を負った場合
 - ・金品等に重大な被害を被った場合
 - ・精神性の疾患を発症した場合
 - ②いじめにより児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると 認める時
 - ・不登校の定義を踏まえ年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席しているような場合 などは、迅速に調査に着手する。
 - ③児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあった時
 - ・重大事態が発生したものとして報告・調査等にあたる。

- (2) 重大事態発生時の連絡体制
 - ①発見者⇒(担任⇒生活指導主任⇒) 教頭→校長
 - ②校長→教育委員会学校支援課
 - ※緊急時には、臨機応変に対応する。
 - ※教育委員会への一報後、改めて文書で報告する。
 - ※必要に応じて警察等関係機関にためらわずに通報する。

(3) 重大事態発生時の初動

- ①いじめ防止対策委員会(いじめ対応ミーティング)の招集
- ②教育委員会学校支援課への報告と連携
- ③調査方法: <事実の究明>
 - ・いじめの状況、いじめのきっかけの聴取
 - ・事実に基づく聴取:被害者→周囲にいる者→加害者の順
- ④警察への通報など関係機関との連携

7 校内研修

- (1) いじめに関する研修の基本的な考え方
 - ○いじめ防止といじめ対応に係る研修機会を年間計画の中に位置付ける。
 - ○教師による児童間のいじめへの加担・助長、放置等に関する研修を必ず位置付ける。
 - ○児童の道徳性や道徳的な実践力の向上に係る研修を大切にする。
 - ○PTAとも連携し、児童の発達課題や成長、家庭の在り方等に関する研修機会の場等を設定する。
 - ○児童一人一人が認め合い、高め合えるような授業実践に係る研修機会の場を設定する。

(2) 具体的な取組

- ○いじめ防止基本方針の共通理解を図る研修を行う。
 - 年度当初
 - 教職員研修
 - · PTA総会、入学説明会等
- ○いじめに係る研修会に参加した教員等から研修報告を受ける場を設定する。

8 公表・点検・評価

- (1) ホームページで学校いじめ防止基本方針を公表する。
- (2) 年度ごとにいじめに関しての統計や分析を行い、児童の実態に基づいた対応を行う。
- (3) PDCAサイクルによるいじめに関する点検・評価に基づき、学校いじめ防止基本方針を見直す。

9 その他

- (1) 児童と向き合える時間の確保
 - ○教育活動や校務の精選に努め、児童と対話できる時間、児童の指導改善に役立てる時間を持つ。
 - ○取り出し指導や研修参加時の代替指導など、授業支援サポート体制の整備を図る。

(2) 地域との連携

- ○地域子ども会主催の行事(夏休みのラジオ体操、奉仕活動、地域行事等)への児童の積極的な参加を支援していく。
- ○根岸地区コミュニティ協議会、各自治会、子ども見守り隊会議等を通して、児童理解を進めていくとともに学校課題を地域と共有し、一体となって対応していく。
- ○問題とする事案が発生した場合は、速やかに学校へ報告していただく。窓口を教頭とし、校内の場合と同様に対応していく。

付記

平成28年 4月 1日 策定 平成29年 7月25日 改訂 令和 7年 7月 8日 改訂